

「じぶん銀行スマホデビット会員規約」 新旧対比表（2023年3月22日付変更）

| 新（赤字部分が変更箇所） | 旧（赤字部分が変更箇所） |
|---|--|
| <p>第 13 条 第三者提供</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>3.割賦販売法等に基づき第三者によるカード番号の不正利用の防止を図る業務を行うため、インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、オンライン取引情報とデバイス情報に含まれる第 12 条 4 項または 5 項の個人情報を使用して本人認証を行うことに同意します。なお、当該分析の結果、当該非対面取引が第三者によるカード番号の不正利用である可能性が相対的に高いと判断された取引については、当行は会員らの財産の保護を図るため、追加の本人確認手続きを求めたり、当該非対面取引におけるショッピング利用を拒絶したりする場合があります。両社は当該業務のために、第 12 条 4 項または 5 項の個人情報を不正検知サービスを運営する事業者¹に提供し、当該事業者から当該事業者が行った分析結果を受領します。また当該事業者は、会員によるオンライン取引完了後も当該個人情報を個人が直接特定できないような形式に置き換えたうえで一定期間保管し、当該事業者内において、当該事業者が提携する両社以外の組織向けの不正検知サービスにおける分析のためにも当該情報を使用します。詳細については、JCB のホームページ内の J/Secure(TM)サービスに関する案内にて確認できます。</p> | <p>第 13 条 第三者提供</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>3.割賦販売法等に基づき第三者によるカード番号の不正利用の防止を図る業務を行うため、インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、オンライン取引情報とデバイス情報に含まれる第 12 条 4 項または 5 項の個人情報を使用して本人認証を行うこと。なお、当該分析の結果、当該非対面取引が第三者によるカード番号の不正利用である可能性が相対的に高いと判断された取引については、当行は会員らの財産の保護を図るため、追加の本人確認手続きを求めたり、当該非対面取引におけるショッピング利用を拒絶したりする場合があります。両社は当該業務のために、第 12 条 4 項または 5 項の個人情報を不正検知サービスを運営する事業者¹に提供し、当該事業者から当該事業者が行った分析結果を受領します。また当該事業者は、会員によるオンライン取引完了後も当該個人情報を個人が直接特定できないような形式に置き換えたうえで一定期間保管し、当該事業者内において、当該事業者が提携する両社以外の組織向けの不正検知サービスにおける分析のためにも当該情報を使用します。詳細については、JCB のホームページ内の J/Secure(TM)サービスに関する案内にて確認できます。</p> |
| <p>第 26 条 退会および会員資格の喪失等</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>2.会員は、次のいずれかに該当する場合、第 2 号においては当行からの通知、催告後相当期間内に是正されない場合、第 1 号及び第 3 号から第 9 号までにおいては当行が会員資格の喪失の通知をしたときに、会員資格を喪失します。なお、会員は、本規約に基づき当行に対して負担する債務については、会員資格の喪失後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとします。また、会員は、会員が会員資格喪失後にスマホデビットを利用した場合にも支払義務を負うものとします。</p> <p>(4) スマホデビット会員によるスマホデビットの利用状況が適当でないと当行が判断したとき。</p> | <p>第 26 条 退会および会員資格の喪失等</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>2.会員は、次のいずれかに該当する場合、第 2 号においては当行からの通知、催告後相当期間内に是正されない場合、第 1 号及び第 3 号から第 8 号までにおいては当行が会員資格の喪失の通知をしたときに、会員資格を喪失します。なお、会員は、本規約に基づき当行に対して負担する債務については、会員資格の喪失後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとします。また、会員は、会員が会員資格喪失後にスマホデビットを利用した場合にも支払義務を負うものとします。</p> <p>(4) スマホデビット利用が相当期間行われなとき等スマホデビット会員によるスマホデビットの利用状況が適当でないと当行が判断したとき。</p> |

(5) スマホデビットを用いたデビット取引が1年間を超えて行われない場合において、当行が会員の届出住所またはEメールアドレスに宛てて事前に会員資格を喪失させる旨の予告をしたにもかかわらず、会員から2ヶ月以内にこれに反対する意思表示がないとき。

(6) 会員が反社会的勢力に該当することが判明したとき。

(7) 会員が、自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて両社の信用を毀損し、または両社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行ったとき。

(8) 会員の預金口座が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またその恐れがあると認め、預金口座における取引を停止、または会員に通知することにより預金口座が強制解約されたとき。

(9) 会員が死亡したことを当行が知ったとき、または会員の親族等から会員が死亡した旨の連絡が当行にあったとき。

(5) 会員が反社会的勢力に該当することが判明したとき。

(6) 会員が、自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて両社の信用を毀損し、または両社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行ったとき。

(7) 会員の預金口座が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またその恐れがあると認め、預金口座における取引を停止、または会員に通知することにより預金口座が強制解約されたとき。

(8) 会員が死亡したことを当行が知ったとき、または会員の親族等から会員が死亡した旨の連絡が当行にあったとき。